

○ 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（初心運転者標識の表示義務を免除される者）</p> <p>第二十六条の四 法第七十一条の五第一項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に当該免許に係る法第七十一条の五第二項の上位免許（以下この条において「上位免許」という。）を受けていたことがある者</p> <p>二 現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に受けていたことがある準中型自動車免許（以下この号において「直前準中型免許」という。）を受けていた期間（当該直前準中型免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年以上である者（次に掲げる者を除く。）</p> <p>イ 法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により直前準中型免許を取り消された者</p> <p>ロ 直前準中型免許に係る再試験を受けた後直前準中型免許が失効したため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者</p> <p>ハ 法第百条の二第五項の規定に違反して直前準中型免許に係る再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に直前準中型免許が失効したため法第百四条の二の</p>	<p>（初心運転者標識の表示義務を免除される者）</p> <p>第二十六条の四</p>

二 第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

三 現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に準中型自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の運転免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して一年以上のもの

四 現に受けている準中型自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

2 法第七十一条の五第二項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に当該免許に係る上位免許を受けていたことがある者

二・三 (略)

四 現に受けている普通自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

(聴覚障害の程度)

第二十六条の四の二 法第七十一条の六第一項及び第二項の政令で定める程度の聴覚障害は、両耳の聴力が補聴器を用いても内閣府令で定める基準に達しない程度の聴覚障害とする。

法第七十一条の五第一項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に法第百条の二第一項第一号の上位免許(第四号において「上位免許」という。)を受けていたことがある者

二・三 (略)

四 現に受けている普通自動車免許を受けた日以後に上位免許を受けた者

(聴覚障害の程度)

第二十六条の四の二 法第七十一条の六第一項の政令で定める程度の聴覚障害は、両耳の聴力が補聴器を用いても内閣府令で定める基準に達しない程度の聴覚障害とする。

第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、次の表一の上欄に掲げる違反行為が行われた場合において、自動車の使用者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数（当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違反行為と同一の区分のその他の違反行為（その行為の都度、同表の下欄に掲げる罪に当たるとして認定されたものに限る。）のそれぞれについて別表第二の定めるところにより付した基礎点数の合計をいう。以下この条において同じ。）が、当該自動車の使用者の次の表二の上欄に掲げる前歴の回数に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなつたときは、当該自動車の次の表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間を超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとする。

表一・表二 (略)

表三

自動車の種類	期間
大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	三月
(略)	(略)

2 (略)

(車両の使用の制限の基準)

第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、次の表一の上欄に掲げる違反行為が行われた場合において、自動車の使用者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数（当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違反行為と同一の区分のその他の違反行為（その行為の都度、同表の下欄に掲げる罪に当たるとして認定されたものに限る。）のそれぞれについて別表第二の定めるところにより付した基礎点数の合計をいう。以下この条において同じ。）が、当該自動車の使用者の次の表二の上欄に掲げる前歴の回数に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなつたときは、当該自動車の次の表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間を超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとする。

表一・表二 (略)

表三

自動車の種類	期間
大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	三月
(略)	(略)

2 (略)

(車両の使用の制限の基準)

第二十六条の八 法第七十五条の二第二項の政令で定める基準は、公安委員会が法第五十一条の四第一項の規定により標章が取り付けられた車両の使用者に対し納付命令をした場合において、当該使用者が、当該標章が取り付けられた日前六月以内に、次の表一の上欄に掲げる前歴の回数に区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める納付命令の回数以上、当該車両が原因となつた納付命令（同条第十六項の規定により取り消されたものを除くほか、当該標章が取り付けられた日において、当該使用者が当該車両につき法第七十五条第二項（同条第一項第七号に掲げる行為に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は法第七十五条の二第二項の規定による公安委員会の命令を受け、かつ、当該命令に従つて当該命令に係る運転の禁止の期間を経過したことがある場合には、当該命令を受ける前に取り付けられた標章に係るものを除く。）を受けたことがあるときは、当該車両の次の表二の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間の範囲内において、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとする。

表一 (略)

表二

車両の種類	期間
大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	三月
(略)	(略)

(最高速度)

第二十六条の八 法第七十五条の二第二項の政令で定める基準は、公安委員会が法第五十一条の四第一項の規定により標章が取り付けられた車両の使用者に対し納付命令をした場合において、当該使用者が、当該標章が取り付けられた日前六月以内に、次の表一の上欄に掲げる前歴の回数に区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める納付命令の回数以上、当該車両が原因となつた納付命令（同条第十六項の規定により取り消されたものを除くほか、当該標章が取り付けられた日において、当該使用者が当該車両につき法第七十五条第二項（同条第一項第七号に掲げる行為に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は法第七十五条の二第二項の規定による公安委員会の命令を受け、かつ、当該命令に従つて当該命令に係る運転の禁止の期間を経過したことがある場合には、当該命令を受ける前に取り付けられた標章に係るものを除く。）を受けたことがあるときは、当該車両の次の表二の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間の範囲内において、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとする。

表一 (略)

表二

車両の種類	期間
大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	三月
(略)	(略)

(最高速度)

第二十七条 最高速度のうち、自動車が高速度自動車国道の本線車道（次条に規定する本線車道を除く。次項において同じ。）を通行する場合の最高速度は、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 次に掲げる自動車 百キロメートル毎時

イ・ロ (略)

ハ 準中型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。）

ニ（略）

二 前号イからハまでに掲げる自動車以外の自動車 八十キロメートル毎時

2 (略)

（大型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない大型自動車、中型自動車又は準中型自動車）

第三十二条の二 (略)

2 法第八十五条第五項の政令で定める中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの（自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。次項において同じ。）に該当する中型自動車（二十歳に満たない者にあつては、自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の中型自動車）とする。

3 法第八十五条第五項の政令で定める準中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するものに該当する準

第二十七条 最高速度のうち、自動車が高速度自動車国道の本線車道（次条に規定する本線車道を除く。次項において同じ。）を通行する場合の最高速度は、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 次に掲げる自動車 百キロメートル毎時

イ・ロ (略)

ハ（略）

二 前号イからハまでに掲げる自動車以外の自動車 八十キロメートル毎時

2 (略)

（大型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない大型自動車又は中型自動車）

第三十二条の二 (略)

2 法第八十五条第五項の政令で定める中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの（自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。）に該当する中型自動車（二十歳に満たない者にあつては、自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の中型自動車）とする。

中型自動車とする。

(中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない中型自動車又は準中型自動車)

第三十二条の三 (略)

2 法第八十五条第六項の政令で定める準中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(緊急用務のための準中型自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する準中型自動車とする。

(準中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない準中型自動車又は普通自動車)

第三十二条の三の二 法第八十五条第七項第一号の政令で定める準中型自動車は、前条第二項に規定する準中型自動車とする。

2 法第八十五条第七項第二号の政令で定める普通自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(緊急用務のための普通自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する普通自動車とする。

(普通免許を受けた者が運転することができない普通自動車)

第三十二条の四 法第八十五条第八項の政令で定める普通自動車は、前条第二項に規定する普通自動車とする。

(中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない中型自動車)

第三十二条の三 (略)

(普通免許を受けた者が運転することができない普通自動車)

第三十二条の四 法第八十五条第七項の政令で定める普通自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(

(大型二輪免許等を受けた者が運転することができない大型自動二輪車等)

第三十二条の五 法第八十五条第九項の政令で定める大型自動二輪車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(緊急用務のための大型自動二輪車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する大型自動二輪車とする。

2 法第八十五条第九項の政令で定める普通自動二輪車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(緊急用務のための普通自動二輪車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する普通自動二輪車とする。

3 法第八十五条第十項の政令で定める普通自動二輪車は、前項に規定する普通自動二輪車とする。

第三十三条の二の二 法第九十条第一項第七号に該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

緊急用務のための普通自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する普通自動車とする。

(大型二輪免許等を受けた者が運転することができない大型自動二輪車等)

第三十二条の五 法第八十五条第八項の政令で定める大型自動二輪車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(緊急用務のための大型自動二輪車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する大型自動二輪車とする。

2 法第八十五条第八項の政令で定める普通自動二輪車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(緊急用務のための普通自動二輪車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する普通自動二輪車とする。

3 法第八十五条第九項の政令で定める普通自動二輪車は、前項に規定する普通自動二輪車とする。

第三十三条の二の二 法第九十条第一項第七号に該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第九十条第一項第七号に該当することを理由として同項ただし書の規定により免許を保留された者が当該保留の期間内に重ねて同号に該当した場合において、その者が法第百二条第一項から第三項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定に違反して同条第六項の通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由があるときを除き、免許を与えないものとする。

二 (略)

(大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)

第三十三条の六 法第九十条の二第一項第一号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を現に受けている者

(1) 大型自動車免許 中型自動車免許、準中型自動車免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許

(2) 中型自動車免許 準中型自動車免許又は普通自動車第二種免許

(3) 準中型自動車免許 普通自動車第二種免許

ロ・ハ (略)

一 法第九十条第一項第七号に該当することを理由として同項ただし書の規定により免許を保留された者が当該保留の期間内に重ねて同号に該当した場合において、その者が法第百二条第七項の規定に違反して同条第六項の通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由があるときを除き、免許を与えないものとする。

二 (略)

(大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)

第三十三条の六 法第九十条の二第一項第一号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を現に受けている者

(1) 大型自動車免許 中型自動車免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許

(2) 中型自動車免許 普通自動車第二種免許

ロ・ハ (略)

二 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（以下「特定失効者」という。）又は同項第五号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）で、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を受けていたもの

- (1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許

- (2) 普通自動車免許 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許

ホ 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のも

- (1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許 準中型自動車

- (2) (略)

二 次のいずれかに該当する者であつて、受けようとする免許を申請した日前一年以内に、当該免許に係る法第八八条の二第一項第四号に掲げる講習を終了したもの

二 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（以下「特定失効者」という。）又は同項第五号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）で、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を受けていたもの

- (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許 大型自動車免許、中型自動車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許

- (2) 普通自動車免許 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許

ホ 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のも

- (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許 中型自動車

- (2) (略)

二 次のいずれかに該当する者であつて、受けようとする免許を申請した日前一年以内に、当該免許に係る法第八八条の二第一項第四号に掲げる講習を終了したもの

イ 次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を現に受けている者

- (1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許 普通自動車免許、大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許
- (2) (略)

ロ 特定失効者又は特定取消処分者で、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を受けていたもの

- (1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許 普通自動車免許、大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許
- (2) (略)

ハ 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

- (1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許 普通自動車又は普通自動二輪車
- (2) (略)

ニ・ホ (略)

(受験資格の特例)

第三十四条 (略)

イ 次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を現に受けている者

- (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許 普通自動車免許、大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許
- (2) (略)

ロ 特定失効者又は特定取消処分者で、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を受けていたもの

- (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許 普通自動車免許、大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許
- (2) (略)

ハ 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

- (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許 普通自動車又は普通自動二輪車
- (2) (略)

ニ・ホ (略)

(受験資格の特例)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 法第九十六条第五項第一号の政令で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

一 法第八十五条第十一項の旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の運転者以外の乗務員として旅客自動車に乗務した経験の期間が二年以上の者

二 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、旅客自動車の運転に関する教習を行う施設で公安委員会が指定したものに於ける教習を修了した者

三 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、自衛官として自衛隊用自動車（大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車に限る。）を運転した経験の期間が二年以上の者

4 法第九十六条第五項第二号の政令で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

一 法第七十五条の八の二第一項の牽引自動車（以下この項において「牽引自動車」という。）によつて、法第八十五条第十一項の旅客用車両（以下「旅客用車両」という。）を牽引する場合における牽引自動車の運転者以外の乗務員として牽引自動車又は旅客用車両に乗務した経験の期間が二年以上の者

二 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、牽引自動車

2 (略)

3 法第九十六条第五項第一号の政令で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

一 法第八十五条第十項の旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の運転者以外の乗務員として旅客自動車に乗務した経験の期間が二年以上の者

二 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、旅客自動車の運転に関する教習を行う施設で公安委員会が指定したものに於ける教習を修了した者

三 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、自衛官として自衛隊用自動車（大型自動車、中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車に限る。）を運転した経験の期間が二年以上の者

4 法第九十六条第五項第二号の政令で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

一 法第七十五条の八の二第一項の牽引自動車（以下この項において「牽引自動車」という。）によつて、法第八十五条第十項の旅客用車両（以下「旅客用車両」という。）を牽引する場合における牽引自動車の運転者以外の乗務員として牽引自動車又は旅客用車両に乗務した経験の期間が二年以上の者

二 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、牽引自動車によつて旅客用車両

車によつて旅客用車両を牽引して牽引自動車^{けんいん}を運転することに関する教習を行う施設で公安委員会が指定したものであるものにおける教習を修了した者

三 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、自衛官として当該免許によつて運転することができる自衛隊用自動車^{けんいん}で牽引自動車であるものによつて重被牽引車^{けんいん}を牽引して牽引自動車^{けんいん}を運転した経験の期間が二年以上の者

5 法第九十六条第六項の政令で定める者は、準中型自動車免許又は普通自動車免許を現に受けている者（大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車第二種免許を受けている者を除く。）のうち、法第百四条の二の二第六項において準用する法第百四条第一項の通知を受けた者で法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による当該準中型自動車免許又は普通自動車免許の取消しを受けていないものとする。

第三十四条の二 法第九十六条の二の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの
イ 法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者で、受けようとする免許の種類に^の応じそれぞれ大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許、準中型自動車仮運転免許又は普通自動車仮運転免許を同項に規定する検査の時に受けており、かつ、当該検査

車両を牽引して牽引自動車^{けんいん}を運転することに関する教習を行う施設で公安委員会が指定したものであるものにおける教習を修了した者

三 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、自衛官として当該免許によつて運転することができる自衛隊用自動車^{けんいん}で牽引自動車^{けんいん}であるものによつて重被牽引車^{けんいん}を牽引して牽引自動車^{けんいん}を運転した経験の期間が二年以上の者

5 法第九十六条第六項の政令で定める者は、普通自動車免許を現に受けている者（大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車第二種免許を受けている者を除く。）のうち、法第百四条の二の二第六項において準用する法第百四条第一項の通知を受けた者で法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による当該普通自動車免許の取消しを受けていないものとする。

第三十四条の二 法第九十六条の二の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの
イ 法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者で、受けようとする免許の種類に^の応じそれぞれ大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は普通自動車仮運転免許を同項に規定する検査の時に受けており、かつ、当該検査を受けた日から起算して一

を受けた日から起算して一年を経過していないもの

ロ、ホ (略)

二 (略)

第三十四条の五 法第九十七条の二第三項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一、三 (略)

四 準中型自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者に該当するときは、イに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許を取り消された日から、ロからニまでに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許が失効した日から起算して六月の間は、法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。

イ 法百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により準中型自動車免許を取り消された者

ロ 準中型自動車免許に係る基準該当初心運転者で、再試験の通知を受ける前に準中型自動車免許が失効し、又は再試験の通知を受けた後法百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に準中型自動車免許が失効したため、再試験を受けなかつたもの

ハ 準中型自動車免許に係る再試験を受けた後準中型自動車免許が失効したため法百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

ニ 法百条の二第五項の規定に違反して準中型自動車免許に係る再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月

年を経過していないもの

ロ、ホ (略)

二 (略)

第三十四条の五 法第九十七条の二第三項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一、三 (略)

を超えた日以後に準中型自動車免許が失効したため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

五] 普通自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者に該当するときは、イに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許又は普通自動車免許を取り消された日から、ロからニまでに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効した日から起算して六月の間は、法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。

イ 法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により準中型自動車免許又は普通自動車免許を取り消された者

ロ 準中型自動車免許又は普通自動車免許に係る基準該当初心運転者で、再試験の通知を受ける前に準中型自動車免許若しくは普通自動車免許が失効し、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に準中型自動車免許若しくは普通自動車免許が失効したため、再試験を受けなかつたもの

ハ 準中型自動車免許又は普通自動車免許に係る再試験を受けた後準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効したため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

ニ 法第百条の二第五項の規定に違反して準中型自動車免許又は普通自動車免許に係る再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効したため法第百四条の二の二第二項又は第四項

四] 普通自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者に該当するときは、イに掲げる者にあつては当該普通自動車免許を取り消された日から、ロからニまでに掲げる者にあつては当該普通自動車免許が失効した日から起算して六月の間は、法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。

イ 法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により普通自動車免許を取り消された者

ロ 普通自動車免許に係る基準該当初心運転者で、再試験の通知を受ける前に普通自動車免許が失効し、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に普通自動車免許が失効したため、再試験を受けなかつたもの

ハ 普通自動車免許に係る再試験を受けた後普通自動車免許が失効したため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

ニ 法第百条の二第五項の規定に違反して普通自動車免許に係る再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に普通自動車免許が失効したため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたも

の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

六 (略)

(指定自動車教習所の指定の区分)

第三十四条の六 法第九十九条第一項の政令で定める免許は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 準中型自動車免許

四〇十一 (略)

(再試験の基準)

第三十六条 法第百条の二第一項本文の政令で定める基準は、次のいづれかに該当することとなることとする。

一 当該行為に係る合計点数(当該行為及び当該行為をする前においてした違反行為(当該免許による法第七十一条の五第二項の免許自動車等(以下「免許自動車等」という。))の運転に関してした違反行為に限る。以下この条において同じ。))のそれぞれについて別表第二に定めるところにより付した点数の合計をいう。以下この条において同じ。))が三点以上(当該行為について別表第二に定めるところにより付した点数が三点であることによつて三点となる場合を除く。))であつて、当該行為をする前においてした直近の違反行為に係る合計点数が二点以下であり、又は当該行為をする前において違反行為をしたことがないこと。

二 (略)

の

五 (略)

(指定自動車教習所の指定の区分)

第三十四条の六 法第九十九条第一項の政令で定める免許は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三〇十 (略)

(再試験の基準)

第三十六条 法第百条の二第一項本文の政令で定める基準は、次のいづれかに該当することとなることとする。

一 当該行為に係る合計点数(当該行為及び当該行為をする前においてした違反行為(当該免許による法第百条の二第一項の免許自動車等(以下「免許自動車等」という。))の運転に関してした違反行為に限る。以下この条において同じ。))のそれぞれについて別表第二に定めるところにより付した点数の合計をいう。以下この条において同じ。))が三点以上(当該行為について別表第二に定めるところにより付した点数が三点であることによつて三点となる場合を除く。))であつて、当該行為をする前においてした直近の違反行為に係る合計点数が二点以下であり、又は当該行為をする前において違反行為をしたことがないこと。

二 (略)

(再試験の受験期間の特例)

第三十七条の四 法第百条の二第五項の政令で定めるやむを得ない理由
は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

六 免許の効力が停止されていること(当該再試験が準中型自動車免許又は普通自動車免許について行われる場合に限る。)

七 (略)

(認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為)

第三十七条の六の三 法第百一条の七第一項の政令で定める行為は、自動車等の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一 法第七条(信号機の信号等に従う義務)の規定に違反する行為

二 法第八条(通行の禁止等)第一項の規定に違反する行為

三 法第十七条(通行区分)第一項から第四項まで又は第六項の規定に違反する行為

四 法第二十五条の二(横断等の禁止)の規定に違反する行為

五 法第二十六条の二(進路の変更の禁止)第二項又は第三項の規定に違反する行為

六 法第三十三条(踏切の通過)第一項又は第二項の規定に違反する行為

七 法第三十四条(左折又は右折)第一項、第二項、第四項又は第五項の規定に違反する行為

八 法第三十五条(指定通行区分)第一項の規定に違反する行為

(再試験の受験期間の特例)

第三十七条の四 法第百条の二第五項の政令で定めるやむを得ない理由
は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

六 免許の効力が停止されていること(当該再試験が普通自動車免許について行われる場合に限る。)

七 (略)

九 法第三十五条の二（環状交差点における左折等）の規定に違反する行為

十 法第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十一 法第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十二 法第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十三 法第三十八条（横断歩道等における歩行者等の優先）の規定に違反する行為

十四 法第三十八条の二（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）の規定に違反する行為

十五 法第四十二条（徐行すべき場所）の規定に違反する行為

十六 法第四十三条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為

十七 法第五十三条（合図）第一項又は第二項の規定に違反する行為

十八 法第七十条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

（臨時認知機能検査の受検期間等の特例）

第三十七条の六の四 法第一百一条の七第三項及び第六項の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

一 海外旅行をしていること。

二 災害を受けていること。

三 病気にかかり、又は負傷していること。

- 四 法令の規定により身体の自由を拘束されていること。
- 五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

(臨時適性検査)

- 第三十七条の七 法第百二条第一項の政令で定める行為は、自動車等の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。
- 一 法第七条(信号機の信号等に従う義務)の規定に違反する行為
 - 二 法第八条(通行の禁止等)第一項の規定に違反する行為
 - 三 法第十七条(通行区分)第一項から第四項まで又は第六項の規定に違反する行為
 - 四 法第二十条(車両通行帯)の規定に違反する行為
 - 五 法第二十五条の二(横断等の禁止)の規定に違反する行為
 - 六 法第二十六条の二(進路の変更の禁止)第二項又は第三項の規定に違反する行為
 - 七 法第三十三条(踏切の通過)第一項又は第二項の規定に違反する行為
 - 八 法第三十五条(指定通行区分)第一項の規定に違反する行為
 - 九 法第三十六条(交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為
 - 十 法第三十七条(交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為

(臨時適性検査)

第三十七条の七 (略)

(軽微違反行為等)

第三十七条の八 (略)

2 (略)

3 法第百二条の二の政令で定めるやむを得ない理由は、第三十七条の六の四各号に掲げるものとする。

十一 法第三十七条の二(環状交差点における他の車両等との関係等)

の規定に違反する行為

十二 法第三十八条(横断歩道等における歩行者等の優先)の規定に違反する行為

十三 法第三十八条の二(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)の規定に違反する行為

十四 法第四十二条(徐行すべき場所)の規定に違反する行為

十五 法第四十三条(指定場所における一時停止)の規定に違反する行為

2 (略)

(軽微違反行為等)

第三十七条の八 (略)

2 (略)

3 法第百二条の二の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

一 海外旅行をしていること。

二 災害を受けていること。

三 病気にかかり、又は負傷していること。

四 法令の規定により身体の自由を拘束されていること。

五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。

六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

(臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等)

第三十九条の二 法第百四条の二の三第一項の政令で定めるときは、医師の診断に基づき、同項に規定する適性検査を受けるべき者又は同項に規定する命令を受け診断書を提出することとされている者が法第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当する疑いがあると認められるときとする。

2 法第百四条の二の三第三項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 次号イからハまでのいずれかに該当することを理由として法第百四条の二の三第三項の規定により免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねてそれぞれ当該イからハまでに該当した場合は、免許を取り消すものとする。

二 次のいずれかに該当する場合(前号に該当する場合を除く。)には、免許の効力を停止するものとする。

イ 法第百一条の七第二項の規定による通知を受け、同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認める場合

ロ 法第百一条の七第五項の規定による通知を受け、同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認める場合

ハ 法第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受け、当該命令に違反したと認める場合又は同条第六項の規定による通知

(臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等)

第三十九条の二 法第百四条の二の三第一項の政令で定めるときは、医師の診断に基づき、同項に規定する適性検査を受けるべき者が法第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当する疑いがあると認められるときとする。

2 法第百四条の二の三第三項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第百四条の二の三第三項の規定により免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねて法第百二条第六項の規定による通知を受けた場合において、その者が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、免許を取り消すものとする。

二 法第百二条第六項の規定による通知を受け、同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認める場合(前号に該当する場合を除く。)には、免許の効力を停止するものとする。

を受け、同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認める場合

(申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)

第三十九条の二の二 法第四百四条の四第一項の政令で定める種類の免許は、次の表の上欄に掲げる取消しに係る免許の種類ごとに同表の下欄に定めるものとする。

取消しに係る免許の種類	受けたい旨の申出をすることができる免許の種類
大型自動車免許	中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
中型自動車免許	準中型自動車免許、普通自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
準中型自動車免許	普通自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
(略)	(略)
大型自動車第二種免許	大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許
中型自動車第二種免許	中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許

(申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)

第三十九条の二の二 法第四百四条の四第一項の政令で定める種類の免許は、次の表の上欄に掲げる取消しに係る免許の種類ごとに同表の下欄に定めるものとする。

取消しに係る免許の種類	受けたい旨の申出をすることができる免許の種類
大型自動車免許	中型自動車免許、普通自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
中型自動車免許	普通自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許
(新設)	(新設)
(略)	(略)
大型自動車第二種免許	大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許
中型自動車第二種免許	中型自動車免許、普通自動車免許、小型

(略)	通自動車免許、小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許又は普通自動車第二種免許
-----	--

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 法第百六条の二第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 仮運転免許を受けた者が法第百十七条、法第百十七条の二第一号若しくは第三号、法第百十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、法第百十七条の三若しくは法第百十八条第一項第一号、第二号、第七号（法第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る。）若しくは第八号に係る違反行為（法第百十八条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第百十八条第一項第二号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の規定に違反する行為をしたとき。

(略)	特殊自動車免許、原動機付自転車免許又は普通自動車第二種免許
-----	-------------------------------

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 法第百六条の二第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 仮運転免許を受けた者が法第百十七条、法第百十七条の二第一号若しくは第三号、法第百十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、法第百十七条の三若しくは法第百十八条第一項第一号、第二号、第七号（法第八十五条第六項から第九項までに係る部分に限る。）若しくは第八号に係る違反行為（法第百十八条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第百十八条第一項第二号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の規定に違反する行為をしたとき。

四 (略)

2 法第六十六条の二第二項の政令で定める基準は、第三十七条の七第一号に掲げる場合を除き、仮運転免許を取り消すものとする。

(委託することのできない事務)

第四十条の三 法第八十一条の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

一 一〇四 (略)

十五 法第一条の七第一項の規定による認知機能検査の結果の判定に係る事務

十六 法第二条第一項から第五項までの規定による適性検査の結果の判定及び同条第一項から第三項まで又は第七項ただし書の規定により提出された診断書の受取りに係る事務

十七 二五 (略)

(法第十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の区分

物件費及び施設費

人件費に対応する

四 (略)

2 法第六十六条の二第二項の政令で定める基準は、第三十七条の七第二項第一号に掲げる場合を除き、仮運転免許を取り消すものとする。

(委託することのできない事務)

第四十条の三 法第八十一条の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

一 一〇四 (略)

十五 法第二条第一項から第五項までの規定による適性検査の結果の判定及び同条第七項ただし書の規定により提出された診断書の受取りに係る事務

十六 二四 (略)

(法第十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の区分

物件費及び施設費

人件費に対応する

											種別	
											運転免許 試験手数料	
											大型自動 車免許、 中型自動 車免許又 は準中型 自動車免 許に係る 試験	
規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	額
											五百五十円	に対応する額
											千三百五十円	額

											種別	
											運転免許 試験手数料	
											大型自動 車免許又 は中型自 動車免許 に係る試 験	
規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	規定の 同項の 当して 号に該 は第五 三号又 一項第 の二第 十七条 法第九 場合	額
											五百五十円	に対応する額
											千三百五十円	額

検査手数料			
(略)	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第三項の規定による検査（以下「検査」という。）	(略)	適用を受ける場合
		法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	法第九十七条の二第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合
(略)	では、二千八百円	(略)	六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合）
(略)	では、三千九百円	(略)	三千七百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合）

検査手数料			
(略)	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第三項の規定による検査（以下「検査」という。）	(略)	適用を受ける場合
		法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	法第九十七条の二第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合
(略)	では、三千五百円	(略)	六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合）
(略)	では、三千五百円	(略)	三千七百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合）

(略)		再試験手数料
(略)	(略)	準中型自動車免許に係る再試験
(略)	(略)	六百五十円（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）
(略)	(略)	千三百五十円（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千五百円）

(略)		再試験手数料
(略)	(略)	(新設)
(略)	(略)	普通自動車免許に係る再試験
(略)	(略)	六百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）
(略)	(略)	千三百円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千五百円）

料	講習手数 (略)	(略)	(略)	教習指導員審査手数料 は準中型自動車免許に係る法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査(以下「教習指導員審査」という。)	(略)	(略)	技能検定員審査手数料 は準中型自動車免許に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査(以下「技能検定員審査」という。)	大型自動車免許、 中型自動車免許又	三千二百円	一万九千九百円
								大型自動車免許、 中型自動車免許又	二千九百五十円	一万千六百五十円
法第百八	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	大型自動車免許、 中型自動車免許又	三千二百円	一万九千九百円
大型自	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	大型自動車免許、 中型自動車免許又	二千九百五十円	一万千六百五十円
講習一時間について	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	大型自動車免許、 中型自動車免許又	三千二百円	一万九千九百円
講習一時間について	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	大型自動車免許、 中型自動車免許又	二千九百五十円	一万千六百五十円

料	講習手数 (略)	(略)	(略)	教習指導員審査手数料 は中型自動車免許に係る法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査(以下「教習指導員審査」という。)	(略)	(略)	技能検定員審査手数料 は中型自動車免許に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査(以下「技能検定員審査」という。)	大型自動車免許又	三千五百五十円	一万九千九百円
								大型自動車免許又	三千三百円	一万千六百五十円
法第百八	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	大型自動車免許又	三千五百五十円	一万九千九百円
大型自	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	大型自動車免許又	三千三百円	一万千六百五十円
講習一時間について	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	大型自動車免許又	三千五百五十円	一万九千九百円
講習一時間について	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	大型自動車免許又	三千三百円	一万千六百五十円

条の二第 一項第四 号に掲げ る講習	動車免 許、中 型自動 車免許 又は準 中型自 動車免 許に係 る講習 (準中 型自動 車免許 に係る 講習に あつて は、普 通自動 車免許 を受け ている 者に対 するも のに限 る。)
-----------------------------	--

	て二千 百円
--	-----------

	て二千 円
--	----------

条の二第 一項第四 号に掲げ る講習	動車免 許又は 中型自 動車免 許に係 る講習
-----------------------------	--

	て二千 六百五 十円
--	------------------

	て二千 円
--	----------

法第百八 条の二第 一項第十 号に掲げ る講習	準中型 自動車 免許に 係る講 習(普 通自動 車免許 を受け ている 者に対 するも のを除 く。)	(略)	(略)	準中型 講習一時間につい て千七百五十円
				(略)
法第百八 条の二第 一項第十 号に掲げ る講習	普通自 動車免 許に係 る講習	(略)	(略)	講習一時間につい て五百円
				(略)

法第百八 条の二第 一項第十 号に掲げ る講習	(新設) (略)	(略)	(略)	(新設) (略)
				(略)
法第百八 条の二第 一項第十 号に掲げ る講習	普通自 動車免 許に係 る講習	(新設)	(略)	講習一時間につい て五百円
				(略)

法第百八 条の二第 一項第十 二号に掲 げる講習	第一種 運転免 許又は 第二種 運転免 許を受 けてい る者に 対する 講習（ 法第九 十七条 の二第 一項第 三号イ 、第百 一条の 四第二	小型特 殊自動 車免許 以外の	千六百五十円	(略)	(略)
				(略)	(略)
法第百八 条の二第 一項第十 二号に掲 げる講習	第一種 運転免 許又は 第二種 運転免 許を受 けてい る者に 対する 講習（ 法第九 十七条 の二第 一項第 三号イ 、第百 一条の 四第二	小型特 殊自動 車免許 以外の	三千円	(略)	(略)
				(略)	(略)

法第百八 条の二第 一項第十 二号に掲 げる講習	第一種 運転免 許又は 第二種 運転免 許を受 けてい る者に 対する 講習	小型特 殊自動 車免許 以外の	千九百五十円（当 該講習が法第九十 七条の二第一項第 三号イ又は第百一 条の四第二項の規 定により認知機能 検査の結果に基づ いて行うものでは ある場合にあつては 、千八百円）	(略)	(略)
				(略)	(略)
法第百八 条の二第 一項第十 二号に掲 げる講習	第一種 運転免 許又は 第二種 運転免 許を受 けてい る者に 対する 講習	小型特 殊自動 車免許 以外の	三千六百五十円（ 当該講習が法第九 十七条の二第一項 第三号イ又は第百 一条の四第二項の 規定により認知機 能検査の結果に基 づいて行うもので ある場合にあつて は、三千四百円）	(略)	(略)
				(略)	(略)

小型特	けてい る者に 対する 講習（ 法第九 十七條 の二第 一項第 三号イ 又は第 百一條 の四第 二項の 規定に より認 知機能 検査の 結果に 基づい て行う ものに 限る。
千四百五十円	円）あつては、千九百
四千二百円	円）は、五千六百五十

(新設)	

の に 限 る。)	小 型 特 殊 自 動 車 免 許 の み を 受 け て い る 者 に 対 す る 講 習 (法 第 九 十 七 条 の 二 第 一 項 第 三 号 イ、 第 百 一 条 の 四 第 二 項 又 は 第 百 一 条 の 一 第 四 項 の 規 定 に よ	五 百 五 十 円	千 四 百 五 十 円
------------------------	--	-----------------------	----------------------------

小 型 特 殊 自 動 車 免 許 の み を 受 け て い る 者 に 対 す る 講 習		七 百 円	千 五 百 五 十 円
--	--	-------------	----------------------------

り認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四）	五百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、八百五十円）	千四百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、三千四百五十円）
--------------------------	--	--	---

（新設）

規定に 四項の の七第 百一条 (法第 る講習 に対す いる者 受けて のみを 車免許 殊自動 小型特) に限る うもの いて行 に基づ の結果 能検査 認知機 により の規定 第二項
四百円	
二千円	
) (新設	

一 技能	大型自動車免許、	審査細目	物件費及び施設費 に対応する額から 減ずる額	人件費に対応する 額から減ずる額	三百五十円	三千六百五十円	備考 (略)	(略)	(略)	より認 知機能 検査の 結果に 基づい て行う ものに 限る。
		区分						(略)	(略)	
		減ずる額						(略)	(略)	

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

一 技能	大型自動車免許又	審査細目	物件費及び施設費 に対応する額から 減ずる額	人件費に対応する 額から減ずる額	三百五十円	三千六百五十円	備考 (略)	(略)	(略)
		区分						(略)	(略)
		減ずる額						(略)	(略)

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

備考 一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の	知識	に関する方法に	の評價	転技能	車の運	六 自動	知識	に関する	実施に	検定の	五 技能	知識	に関する	所に関	車教習	四 自動	項	
	(略)	(略)	に係る技能検定	は準中型自動車免	中型自動車免許又	大型自動車免許、	(略)	員審査	は準中型自動車免	中型自動車免許又	大型自動車免許、	(略)	員審査	許に係る技能検定	は準中型自動車免	中型自動車免許又	大型自動車免許、	
	(略)	(略)					(略)					(略)						
	(略)	(略)				千七百五十円	(略)				二千元	(略)					二千四百五十円	

備考 一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の	知識	に関する方法に	の評價	転技能	車の運	六 自動	知識	に関する	実施に	検定の	五 技能	知識	に関する	所に関	車教習	四 自動	項	
	(略)	(略)	に係る技能検定	は準中型自動車免	中型自動車免許又	大型自動車免許、	(略)	員審査	は準中型自動車免	中型自動車免許又	大型自動車免許、	(略)	員審査	許に係る技能検定	は準中型自動車免	中型自動車免許又	大型自動車免許、	
	(略)	(略)					(略)					(略)						
	(略)	(略)				千七百五十円	(略)				二千元	(略)					二千四百五十円	

第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千二百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については六百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については八百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千九百円を減ずるものとし、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二百円を減ずるものとする。

二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、特定第一種運転免許に係る技

第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千六百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については六百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については八百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千九百円を減ずるものとし、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二百円を減ずるものとする。

二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査につ

能検定員審査については三百五十円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額	人件費に対応する額から減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車運転の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	(略)	(略)
二 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	五十円	千三百円

ては三百五十円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額	人件費に対応する額から減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車運転の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	(略)	(略)
二 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	五十円	千三百円

五 自動	識 する知 転に関 車の運 他自動 項その いる事 なつて 内容と 教則の 定する 項に規 八第四 の二十 百八条 四 法第	大型自動車免許 (略)	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る教習指導 員審査	(略)	三 学科 教習に 必要な 教習の 技能	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る教習指導 員審査	(略)	千二百五十円	(略)
		(略)		(略)			(略)		(略)
		(略)		(略)			(略)	千五百五十円	(略)

五 自動	識 する知 転に関 車の運 他自動 項その いる事 なつて 内容と 教則の 定する 項に規 八第四 の二十 百八条 四 法第	大型自動車免許又 (略)	大型自動車免許又 は中型自動車免許 に係る教習指導員 審査	(略)	三 学科 教習に 必要な 教習の 技能	大型自動車免許又 は中型自動車免許 に係る教習指導員 審査	(略)	千二百五十円	(略)
		(略)		(略)			(略)		(略)
		(略)		(略)			(略)	千五百五十円	(略)

備考 一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の 第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ れる者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及 び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員 審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許 、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審 査については二千三百円を、普通自動車免許に係る教習指導 員審査については七百円を、特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査については九百円を、大型自動車第二種免許等に	六 教習 指導員 として 必要な 教育に ついて の知識	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る教習指導 員審査	(略)	(略)	千四百円	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の 第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ れる者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及 び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員 審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許 又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千六 百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査について は七百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査につ いては九百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員	六 教習 指導員 として 必要な 教育に ついて の知識	大型自動車免許又 は中型自動車免許 に係る教習指導員 審査	(略)	(略)	千四百円	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

係る教習指導員審査については二千九百円を減ずるものとし、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二百五十円を減ずるものとする。

二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については二百円を減ずるものとする。

別表第一（第十七条の三関係）（略）

備考

一（略）

二 この表の放置車両の種類欄に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 「大型車」とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、

審査については二千九百円を減ずるものとし、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二百五十円を減ずるものとする。

二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については二百円を減ずるものとする。

別表第一（第十七条の三関係）（略）

備考

一（略）

二 この表の放置車両の種類欄に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 「大型車」とは、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車

大型特殊自動車及び重被牽引車をいう。

2～4 (略)

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係) (略)

備考

一 (略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1～9 (略)

10 「大型自動車等無資格運転」とは、法第八十五条第五項から第十項までの規定に違反する行為をいう。

11～106 (略)

107 「初心運転者標識表示義務違反」とは、法第七十一条の五第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。

108 「聴覚障害者標識表示義務違反」とは、法第七十一条の六第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。

109～128 (略)

別表第六(第四十五条関係) (略)

備考

一・二 (略)

三 この表の車両等の種類の欄に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

及び重被牽引車をいう。

2～4 (略)

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係) (略)

備考

一 (略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1～9 (略)

10 「大型自動車等無資格運転」とは、法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。

11～106 (略)

107 「初心運転者標識表示義務違反」とは、法第七十一条の五第一項の規定に違反する行為をいう。

108 「聴覚障害者標識表示義務違反」とは、法第七十一条の六第一項の規定に違反する行為をいう。

109～128 (略)

別表第六(第四十五条関係) (略)

備考

一・二 (略)

三 この表の車両等の種類の欄に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 「大型車」とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車をいう。

2
3
4 (略)

1 「大型車」とは、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車をいう。

2
3
4 (略)